

令和3年4月12日  
島根県防災部防災危機管理課  
担当：長廻、吉永  
電話：0852-22-6486

## 第28回島根県対策本部会議の開催結果について

本日、標記会議を開催しました。概要は下記のとおりです。

日 時：令和3年4月12日（月） 15:30～15:45

場 所：島根県庁6階 講堂

出席者：知事、副知事、副教育長、県警本部長、各部局長、女性活躍推進統括監  
関係課長 計23名

内 容：以下のとおり

### 1. 新型インフルエンザ等まん延防止等重点措置に伴う件の対応について

#### （1）基本的対処方針変更等の説明（防災危機管理課長）

基本的対処方針の変更などについて説明 【資料1】

#### （2）県内の患者発生状況について

健康福祉部（健康福祉部長）

##### ① 県内の感染者の状況等について説明 【資料2】

・県内では、これまでに、計292人の感染が確認をされております。

4月に入ってからは計4人の感染が確認されております。

いずれの事例でも、県外の滞在歴がある方であり、県内で感染が広がっている状況にはないと考えています。

・次に、医療提供体制としまして、病床確保計画において、即応病床を、感染者数の状況に応じて調整することとしており、現在、100床を確保しています。

・本日（12日）10時時点での入院患者は6人で、病床使用率は確保病床で2.4%、即応病床で6.0%となっております。

・また、患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養のための宿泊施設として98室を確保しており、入院等の受け入れに支障が生じないよう体制を整えています。

・今後とも、医療機関など関係者の協力をいただきながら、医療提供体制の確保や診療・検査体制の強化に努め、引き続き、積極的な調査、検査を行うとともに、県民の皆様へ3密の回避など基本的な感染対策の呼びかけを行ってまいります。

(3) 県の対応等について（防災危機管理課長）

- |                          |       |
|--------------------------|-------|
| ① 感染者の状況を踏まえた県の目安等について説明 | 【資料3】 |
| ② 全国の感染状況について説明          | 【資料4】 |
| ③ 島根県の対応（案）について説明        | 【資料5】 |

## 2. 知事指示事項

4月9日に、政府は新たに東京都、京都府及び沖縄県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示しました。これに伴い、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことから、県民の皆様に、次のことをお願いします。

要請の期間は、東京都を除いて令和3年4月12日から5月5日までとします。

なお、東京都については、令和3年4月12日から令和3年5月11日までとします。

### (都道府県をまたぐ移動について)

1. まん延防止等重点措置を実施すべき区域である宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県との往来を控えてください。

また、北海道札幌市、山形県山形市、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、香川県、愛媛県松山市などのように、各都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重な判断をお願いします。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えてください。

ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はありません。

### (基本的な感染対策の徹底について)

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き

- (1) 「3つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」

(4) 「手洗いなどの手指衛生」など、  
基本的な感染対策に取り組むようお願いします。

(飲食店の利用について)

3. 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、そして、県民の皆様にも、こうした対策が徹底された店舗を利用して頂くことを前提として、次の内容をお願いします。

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含めて、県内、県外ともに、控えてください
- (2) 飲食の際の人数を、9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅で宿泊をされた方については、2週間経過するまでは参加を控えてください
- (3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で1時間30分を限度としてください
- (4) 歓迎会等、異動や採用に伴い、県外から加わられる方がおられる場合は、これらの方々が来県されてから2週間を経過した後に、実施して頂きますようお願いします
- (5) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
  - ① 県外での利用は控えてください
  - ② 県内でも、県外の方との利用を控えてください

ただし、いずれの事項も、鳥取県と、広島県・山口県の生活（通勤、買物等）圏域に属する一部の地域については、県内と同様に取り扱うこととします。

(十分な換気の実施について)

4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うようお願いします。

(業種ごとのガイドライン遵守について)

5. 事業者におかれましては、感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を、再度ご確認の上、実践頂きますようお願いします。

(イベント開催の目安について)

6. イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」により、対応をお

願いします。

(接触確認アプリの活用について)

7. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用をお願いします。

(事業所での接触低減の取組について)

8. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行ってください。

(誹謗中傷や差別の防止について)

9. 感染された方やその関係者などに対します、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎んでください。県や市町村が発表する公的な発信情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとって頂きますよう、お願いします。

島根県内でも、これまで感染者が発生した、又は関連する店舗のうち、不特定多数の利用者がおられる店舗については、店舗の同意、御理解を頂いた上で、店名公表をさせて頂き、呼びかけを行うことで、幅広く検査を実施することができます。

これは店舗を経営されている方にとりましては、店名公表によります風評被害や経営悪化を覚悟の上で、県内の感染拡大防止のため、真摯なご協力を頂いた結果であります。

そういう店舗に対しての、誹謗中傷や心無い言動は厳に慎んで頂きますよう、重ねてお願いします。

県としましては、全国の感染状況等を十分に注視し、国や他の都道府県、市町村、医療機関などと密接に連携を取りながら、感染拡大防止、医療提供体制の確保、そして傷んでおります地域経済の回復などに全力で取り組んでまいりますので、引き続き、県民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い致します。

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示の  
全部を変更する公示

令和 3 年 4 月 9 日  
新型コロナウイルス感染症  
対策本部長

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）第 31 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置に関する公示（令和 3 年 4 月 1 日）の全部を次のとおり変更する。

記

（1）まん延防止等重点措置を実施すべき期間

令和 3 年 4 月 5 日から 5 月 11 日までとする。（2）の各区域におけるまん延防止等重点措置を実施すべき期間は次のとおりである。

- ・宮城県、大阪府及び兵庫県については、令和 3 年 4 月 5 日から 5 月 5 日までとする。
- ・京都府及び沖縄県については、令和 3 年 4 月 12 日から 5 月 5 日までとする。
- ・東京都については、令和 3 年 4 月 12 日から 5 月 11 日までとする。

ただし、まん延防止等重点措置を実施する必要がなくなったと認められるときは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第 31 条の 4 第 4 項の規定に基づき、速やかにまん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が終了した旨を公示することとする。

（2）まん延防止等重点措置を実施すべき区域

宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県の区域とする。

（3）まん延防止等重点措置の概要

新型コロナウイルス感染症については、

- ・肺炎の発生頻度が季節性インフルエンザにかかった場合に比して相当程度高いと認められること、かつ、
- ・特定の区域が属する都道府県において感染が拡大するおそれがあり、それに伴い医療提供体制・公衆衛生体制に支障が生ずるおそれがあることから、

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあり、かつ、特定の区域において、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある当該区域におけるまん延を防止するため、まん延防止等重点措置を集中的に実施する必要がある事態が発生したと認められる。

基本的対処方針は添付省略

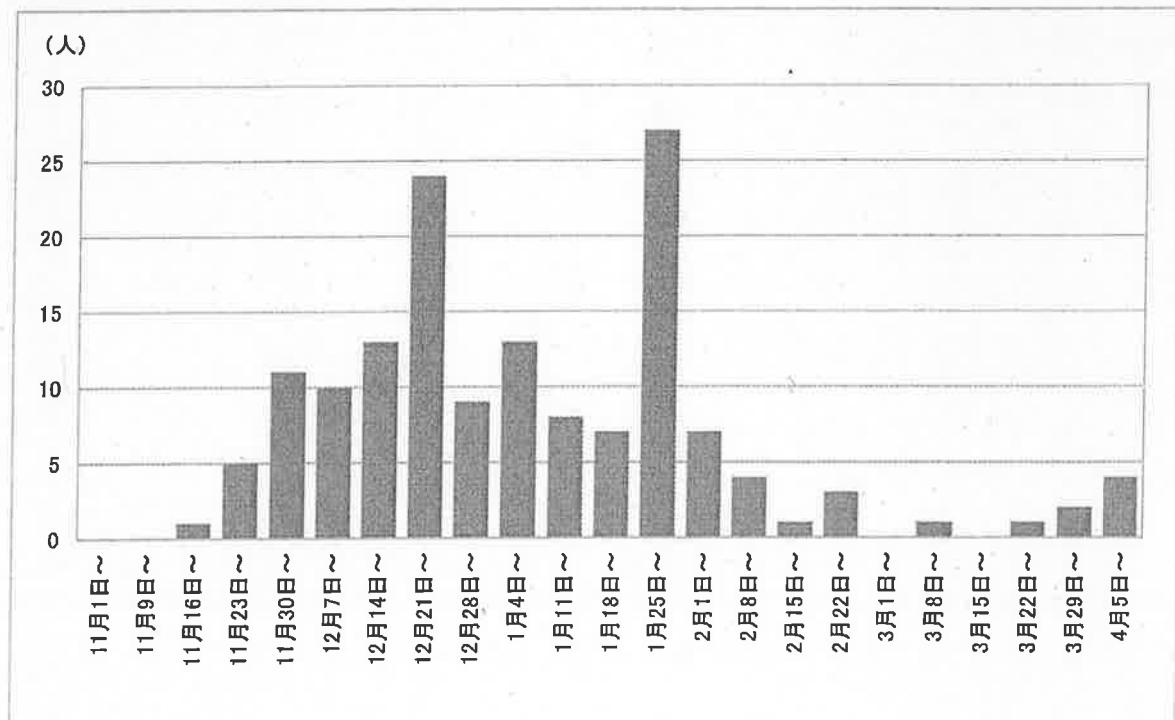
## 新型コロナウイルス感染症の県内発生状況（4月12日10時時点）

令和2年4月9日に県内で初めて感染者が確認されてから4月12日（10時時点）までに、計292人の感染が確認され、287人が退院・療養解除されました。  
このうち、4月は4人の感染が確認されています。

### 1. 4月以降の陽性患者の発生状況

陽性判明日	陽 性	区 分	備 考
4月6日	1人	289例目（雲南市）	
4月7日	2人	290、291例目（大田市）	
4月11日	1人	292例目（大田市）	

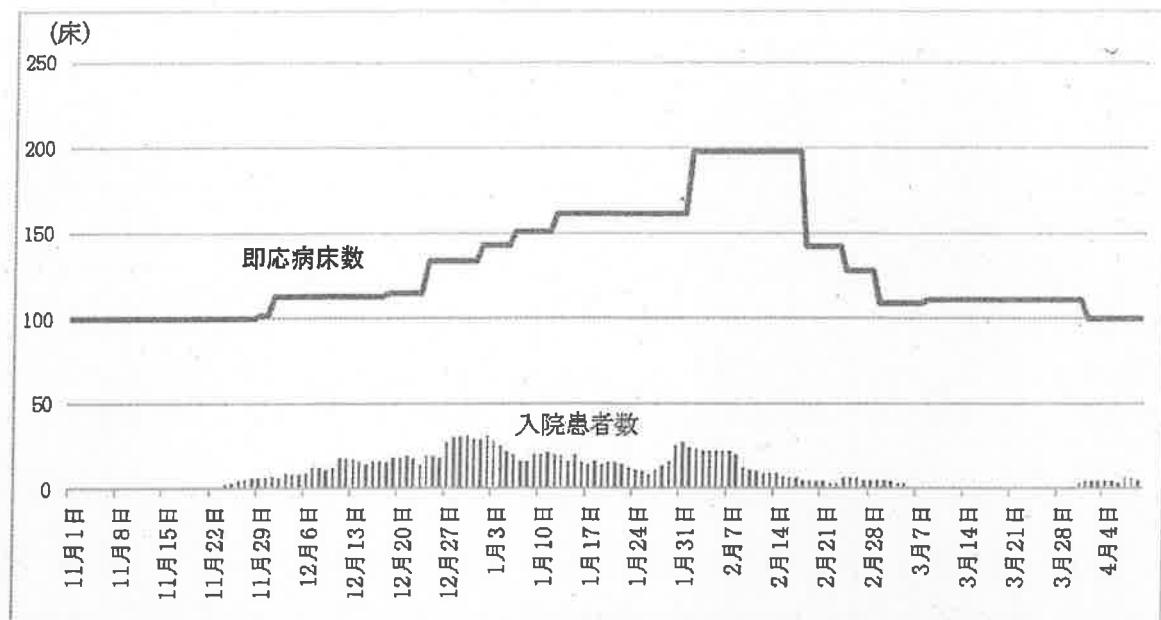
### 2. 11月以降の陽性患者の発生状況



※上記日付は週単位の集計

### 3. 病床確保状況及び使用率

確保病床数 (A)	即応病床 (B)	入院患者数 (C)	病床利用率	
			確保病床 (C/A)	即応病床 (C/B)
253床	100床	6人	2.4%	6.0%



### 4. 軽症者等の宿泊療養

患者の増加に備え、軽症者や無症状者の療養用の宿泊施設として3施設98室を確保

- ・島根県立青少年の家「サンレイク」（出雲市・33室）
- ・島根県立少年自然の家（江津市・20室）
- ・玉造国際ホテルRivage Choraku（松江市・45室）

## 資料3-1

令和3年4月12日時点  
(4月5日～4月11日)

## 「今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について」比較一覧

		医療提供体制の負荷		監視体制		公衆衛生体制の負荷	
指標	①病床のひつ迫具合	②療養者数 (入院者、自宅宿泊療養者の合計)	③陽性率	④新規報告数	⑤直近1週間と先週1週間比較	⑥感染経路不明率	
国指標	・最大確保病床の占有率 <u>1/5 (20%)</u> 以上	・最大確保病床の占有率 <u>1/5 (20%)</u> 以上	人口10万人当たりの全療養者数 <u>15人以上</u>	10%	15人/ 週以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
	・現時点の確保病床数の占有率 <u>1/4 (25%)</u> 以上	・現時点の確保病床数の占有率 <u>1/4 (25%)</u> 以上	人口10万人当たりの全療養者数 <u>25人以上</u>	10%	25人/ 週以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
	最大確保病床の占有率 <u>1/2 (50%)</u> 以上	最大確保病床の占有率 <u>1/2 (50%)</u> 以上	人口10万人当たりの全療養者数 <u>50人以上</u>	10%	50人/ 週以上	直近1週間が先週1週間より多い	50%
	病床稼働数	-	入院中患者数	-	2人/ 10万人	-	30%
県指標	・最大確保病床の占有率 <u>2.4%</u>	・最大確保病床の占有率 <u>0%</u>	人口10万人当たりの全療養者数 <u>0.9人</u>	0.66%	0.6人/ 10万人/週	多い	75.0%
県の状況	・現時点確保病床の占有率 <u>2.4%</u>	・現時点の確保病床数の占有率 <u>0%</u>	全療養者 (入院者 (宿泊療養者 0人))	3/29～4/4 3件/455件	4/5～4/11 4人	4/5～4/11 4人	4/5～4/11 3人/4人
【4/12 10:00 時点】		・最大確保病床数 <u>253床</u>	・最大確保病床数 <u>25床</u>	6人	3/29～4/4 6人	【3/29～4/4】 2人	4/5～4/11 3人/4人
		・現時点の確保病床数 <u>253床</u>	・現時点の確保病床数 <u>25床</u>	6人	【4/5～4/11】 0人	4人	
		・使用状況 <u>6床</u>	・使用状況 <u>0床</u>				

令和3年4月12日10:00時点

## 都道府県別確定患者数の累計（チャーター便、クルーズ船案件を除く）

No.	都道府県	人口数		新規感染者数		参考 3月22日～3月28日	増減
		人口数（千人）	10万人換算	4月2日～4月8日の 1週間累計（人）	人口10万人あたり (人)		
1	大阪	8,809	88.09	4101	46.55	19.53	↑27.03
2	沖縄	1,453	14.53	516	35.51	32.62	↑2.89
3	奈良	1,330	13.30	407	30.60	10.83	↑19.77
4	宮城	2,306	23.06	603	26.15	34.04	-7.89
5	兵庫	5,466	54.66	1278	23.38	11.07	↑12.31
6	東京	13,921	139.21	2549	18.31	16.31	↑2.00
7	愛媛	1,339	13.39	204	15.24	14.26	↑0.97
8	和歌山	925	9.25	135	14.59	4.76	↑9.84
9	京都	2,583	25.83	364	14.09	2.63	↑11.46
10	山形	1,078	10.78	134	12.43	18.37	-5.94
11	埼玉	7,350	73.50	797	10.84	10.11	↑0.73
12	徳島	728	7.28	77	10.58	6.32	↑4.26
13	長野	2,049	20.49	214	10.44	8.25	↑2.20
14	愛知	7,552	75.52	722	9.56	4.87	↑4.69
15	福島	1,846	18.46	166	8.99	4.77	↑4.23
16	香川	956	9.56	83	8.68	1.05	↑7.64
17	千葉	6,259	62.59	533	8.52	9.60	-1.09
18	栃木	1,934	19.34	159	8.22	5.89	↑2.33
19	神奈川	9,198	91.98	731	7.95	6.57	↑1.38
20	北海道	5,250	52.50	404	7.70	7.52	↑0.17
21	滋賀	1,414	14.14	100	7.07	2.48	↑4.60
22	三重	1,781	17.81	121	6.79	3.65	↑3.14
23	茨城	2,860	28.60	193	6.75	8.15	-1.40
24	群馬	1,942	19.42	126	6.49	5.77	↑0.72
25	新潟	2,223	22.23	137	6.16	4.36	↑1.80
26	青森	1,246	12.46	73	5.86	3.85	↑2.01
27	岡山	1,890	18.90	109	5.77	0.95	↑4.81
28	富山	1,044	10.44	59	5.65	1.25	↑4.41
29	福井	768	7.68	42	5.47	2.21	↑3.26
30	石川	1,138	11.38	62	5.45	0.62	↑4.83
31	岩手	1,227	12.27	59	4.81	1.63	↑3.18
32	岐阜	1,987	19.87	95	4.78	4.43	↑0.35
33	佐賀	815	8.15	38	4.66	2.21	↑2.45
34	福岡	5,104	51.04	212	4.15	3.31	↑0.84
35	静岡	3,644	36.44	137	3.76	3.92	-0.16
36	高知	698	6.98	26	3.72	0.29	↑3.44
37	秋田	966	9.66	31	3.21	0.62	↑2.59
38	鹿児島	1,602	16.02	47	2.93	2.31	↑0.62
39	鳥取	556	5.56	15	2.70	0.18	↑2.52
40	山梨	811	8.11	20	2.47	0.00	↑2.47
41	広島	2,804	28.04	47	1.68	1.00	↑0.68
42	大分	1,135	11.35	18	1.59	0.35	↑1.23
43	山口	1,358	13.58	21	1.55	0.66	↑0.88
44	熊本	1,748	17.48	13	0.74	0.23	↑0.51
45	宮崎	1,073	10.73	5	0.47	0.09	↑0.37
46	島根	674	6.74	3	0.45	0.15	↑0.30
47	長崎	1,327	13.27	5	0.38	0.83	-0.45

## 【出典】

人口数：人口推計 第4表 都道府県、男女別人口及び人口性比一総人口、日本人口（2019年10月1日現在）

感染者数：厚生労働省「確定患者数（報告日ベース）の推移（都道府県別・各日）」（4月9日）

## 島根県の対応（案）

### 島根県対策本部決定

4月9日に、政府は新たに東京都、京都府及び沖縄県をまん延防止等重点措置を実施すべき区域として公示し、新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されたことから、県民に対し、以下のとおり要請する。

要請の期間は、令和3年4月12日から5月5日までとする。

なお、東京都については、令和3年4月12日から令和3年5月11日までとする。

1. まん延防止等重点措置を実施すべき区域である宮城県、東京都、京都府、大阪府、兵庫県及び沖縄県との往来を控えること。

この他に、北海道札幌市、山形県山形市、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、香川県、愛媛県松山市などのように都道府県が住民に対して、不要不急の外出自粛を要請している地域との往来については、慎重に判断すること。特に、発熱等の症状がある場合は、往来を控えること。

ただし、やむを得ない仕事や、転勤、就職活動、葬儀、看病・介護などでの往来は、発熱等の症状がある場合を除き、控えて頂く必要はないこと。

2. 職場や家庭での感染を防ぐため、感染リスクが高まる「5つの場面（飲酒を伴う懇親会等、大人数や長時間におよぶ飲食、マスクなしでの会話、狭い空間での共同生活、居場所の切り替わり）」に注意し、引き続き、

- (1) 「3つの密」の回避
- (2) 「人と人との距離の確保」
- (3) 「マスクの着用」
- (4) 「手洗いなどの手指衛生」

など、基本的な感染対策に取り組むこと。

3. 飲食店の利用について、各店舗において感染症拡大防止対策を徹底してもらうこと、県民の皆様にも、こうした店舗を利用して頂くことを前提として、

- (1) 「県外の方との飲食」は、引き続き、ノンアルコールの場合を含め、県内でも県外でも、控えること。
- (2) 飲食の際の人数を、9人以下とし、県外の方と飲食された方や、県外の方の自宅での宿泊をされた方は、2週間経過するまでは参加を控えること。
- (3) 時間については、複数の店舗を利用する場合も含めて、合計で

1時間30分を限度とすること。

- (4) 歓迎会等、異動や採用に伴い、県外から加わられる方がおられる場合は、この方々が来県されてから2週間を経過した後に、を行うこと。
- (5) 「接待を伴う飲食店」については、引き続き、
  - ① 県外での利用を控えること。
  - ② 県内でも、県外の方との利用を控えること。

ただし、いずれの事項も、鳥取県と、生活（通勤、買物等）圏域に属する広島県・山口県の地域については、県内と同様に取り扱う。

- 4. 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止する観点で、適切な室内環境（温度、湿度等）を維持しつつ、十分な換気を行うこと。
- 5. 感染拡大防止のため、各業界団体が主体となり、業種ごとに実施すべき基本的事項を整理した「感染拡大予防ガイドライン」を再度確認し、実践すること。
- 6. イベント開催の目安については、別紙の「島根県の対応」によること。
- 7. 厚生労働省が提供している接触確認アプリ（COCOA）を、感染拡大防止のため、積極的にインストールし、活用すること。
- 8. 事業所においては、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤など、人との接触を低減する取組を行うこと。
- 9. 感染した方やその関係者などに対する、インターネットやSNSでの誹謗中傷、うわさ話などは厳に慎み、県や市町村などの公的機関が発信する情報に基づき、人権に配慮した冷静な行動をとること。

## 島根県の対応（令和2年11月20日島根県対策本部決定）

### 【12月以降のイベント等開催制限について】

(1) 感染防止対策と経済社会活動の両立のため、新たな日常の構築を図る。徹底した感染防止対策の下での安全なイベント等開催を日常化していく。

(2) イベント等の人数上限及び収容率要件については、当面の間、原則として現在の取扱いを維持することとする。

(3) その上で、令和2年11月12日付の内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長の事務連絡「来年2月末までの催物の開催制限、イベント等における感染拡大防止ガイドライン遵守徹底に向けた取組強化等について」に基づき、収容率要件について、12月以降、大声での歓声、声援等がないことを前提としたうるイベント（クラシック音楽コンサート等）を100%以内、大声での歓声、声援等が想定されるイベント（ロック・ポップコンサート等）を50%以内とする現行制限を維持した上で、飲食を伴うが発声がないもの（映画館等）は、追加的な感染防止策を前提に100%以内とする。マスク常時着用、大声禁止等の担保条件が満たされたない催物は、引き続き、50%以内とする。

(4) 屋内施設で、大規模なイベント等（参加者1,000人超又は全国的な人の移動を伴うもの）の主催者等は、県に事前相談を行うものとする。

時期	大声での歓声・声援等がないことを前提としたうるものの イベント等の類型	大声での歓声・声援等が想定されるもの
12月1日から 5月5日まで	・クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会等 ・飲食を伴うが発声がないもの（注2）	・ロック、ポップコンサート ・スポーツイベント、公営競技、公演 ・ライブハウス・ナイトクラブでのイベント等
人数上限（注1）	5,000人または収容定員の50%のいずれか大きい方	
収容率	100%以内 (席がない場合は適切な間隔)	50%以内 (席がない場合は十分な間隔)

(注1) 収容率と人数上限のどちらか小さい方を限度とする。

(注2) これまで、「イベント中の食事を伴う催物」は、大声での歓声・声援等が想定されるものと扱ってきたが、今後、必要な感染防止策が担保され、イベント中の発声がない場合に限り、イベント中の食事を伴う場合についても、「大声での歓声・声援等がないことを前提としたうるもの」と取り扱うこと可とする。